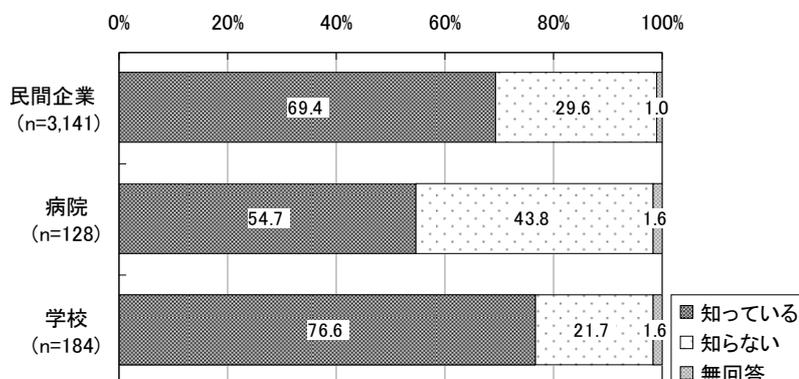


病院では、「知っている」(54.7%)との回答が半数強で、「知らない」(43.8%)との回答が4割強であった。

学校では、「知っている」(76.6%)との回答が約3/4を占めており、「知らない」(21.7%)との回答は2割程度であった。

図表 74 「公益通報者保護法」の認知度(単一回答)



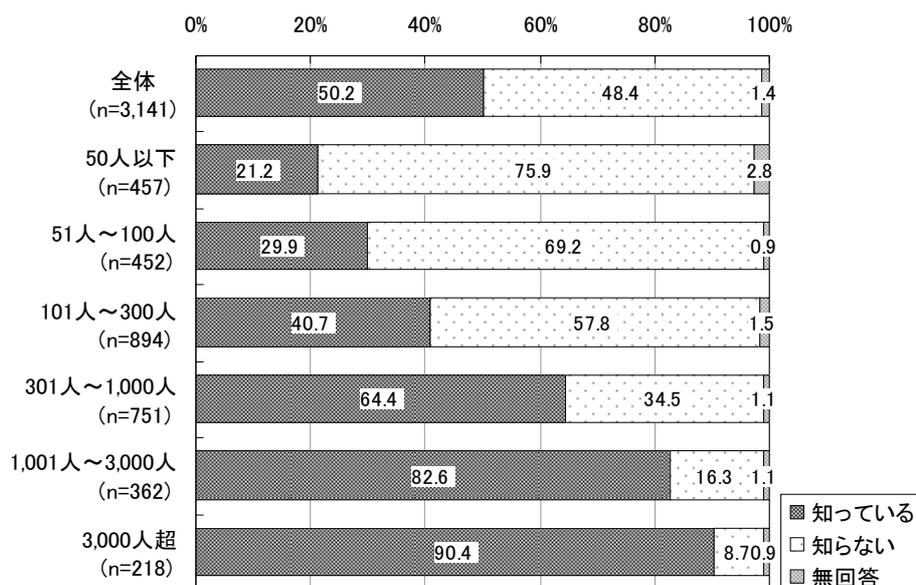
## (2) 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の認知度

前問では「公益通報者保護法」の認知度を確認したが、ここでは「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン(内閣府)」がどの程度認知されているのかを見ていきたい。

民間企業全体では、「知っている」(50.2%)と「知らない」(48.4%)が並んだ。

従業員数別に比較すると、従業員数が多い企業ほど認知度が高い状況にある。「知っている」と回答した企業の割合をみると、50人以下の企業では21.2%にとどまっているが、3,000人超の企業では90.4%となっている。

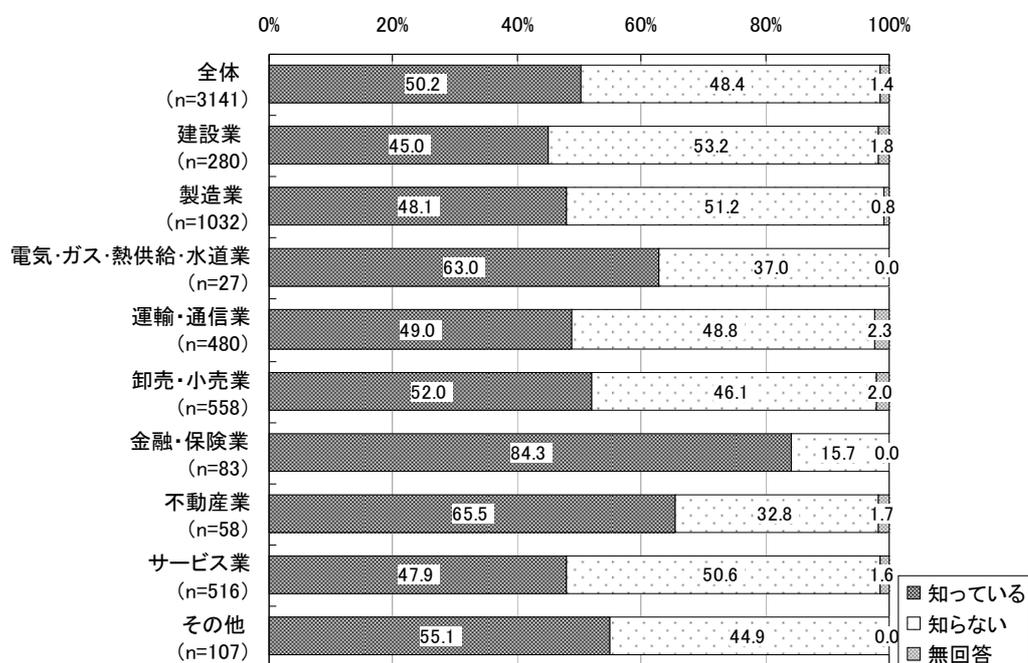
図表 75 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の認知度(民間企業、従業員数別)(単一回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

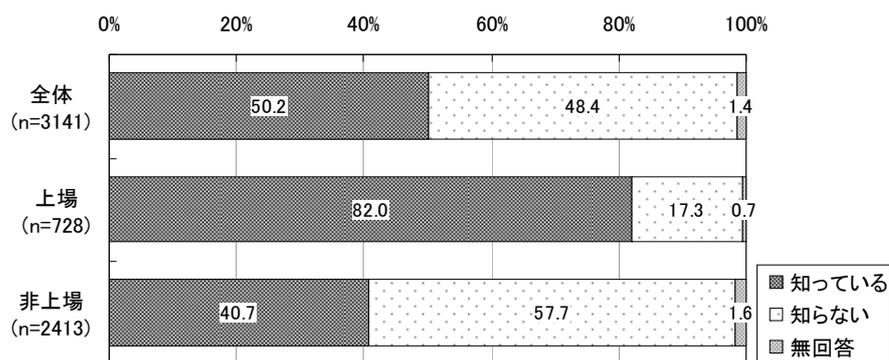
業種別では、金融・保険業で「知っている」と回答した企業が84.3%と高い割合を占めており、公益通報者保護法と同様に高い認知度を示している。

図表 76 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の認知度  
(民間企業、業種別)(単一回答)



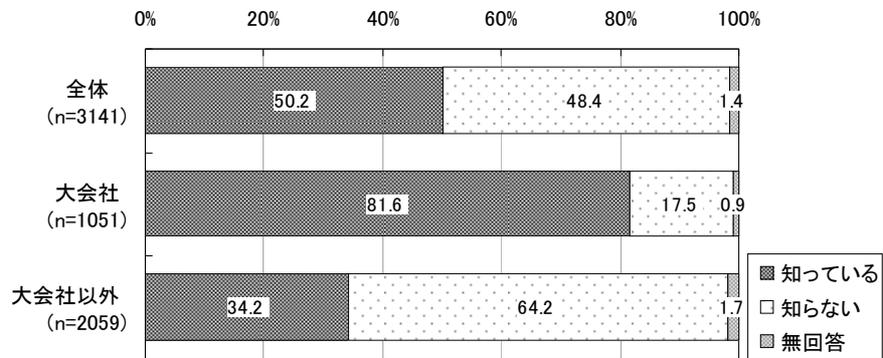
上場・非上場別にみると、上場企業では「知っている」と回答した割合が約8割(82.0%)を占めたのに対し、非上場企業では4割程度(40.7%)であった。

図表 77 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の認知度  
(民間企業、上場・非上場別)(単一回答)



大会社では「知っている」と回答した割合が約8割を占めたが、大会社以外では1/3程度であった。

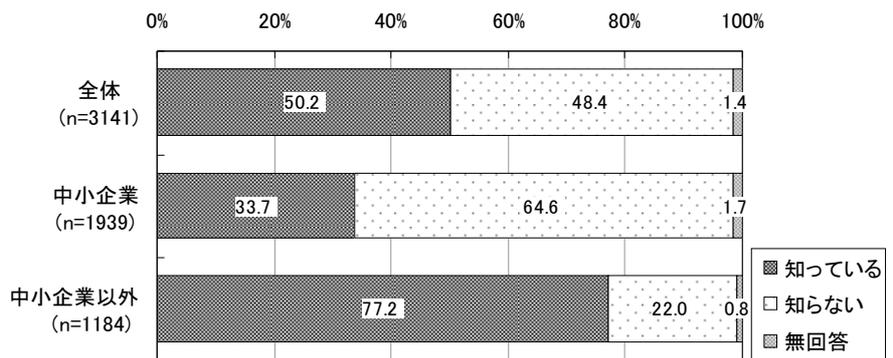
図表 78 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の認知度  
(民間企業、大企業該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

中小企業をみると、「知らない」(64.6%)が約2/3を占め、「知っている」(33.7%)を大きく上回った。

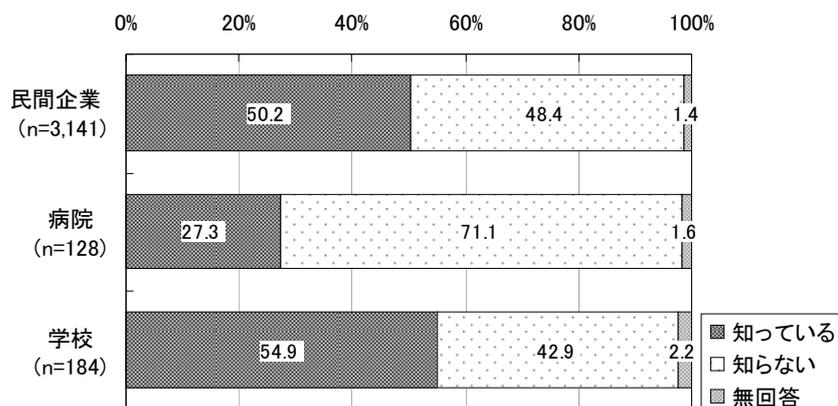
図表 79 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の認知度  
(民間企業、中小企業該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

病院では、「知らない」が7割程度を占めており、「知っている」(27.3%)を上回った。学校では、「知っている」(54.9%)が、「知らない」(42.9%)を若干上回っている。

図表 80 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の認知度(単一回答)



### (3) 内部通報制度の導入状況

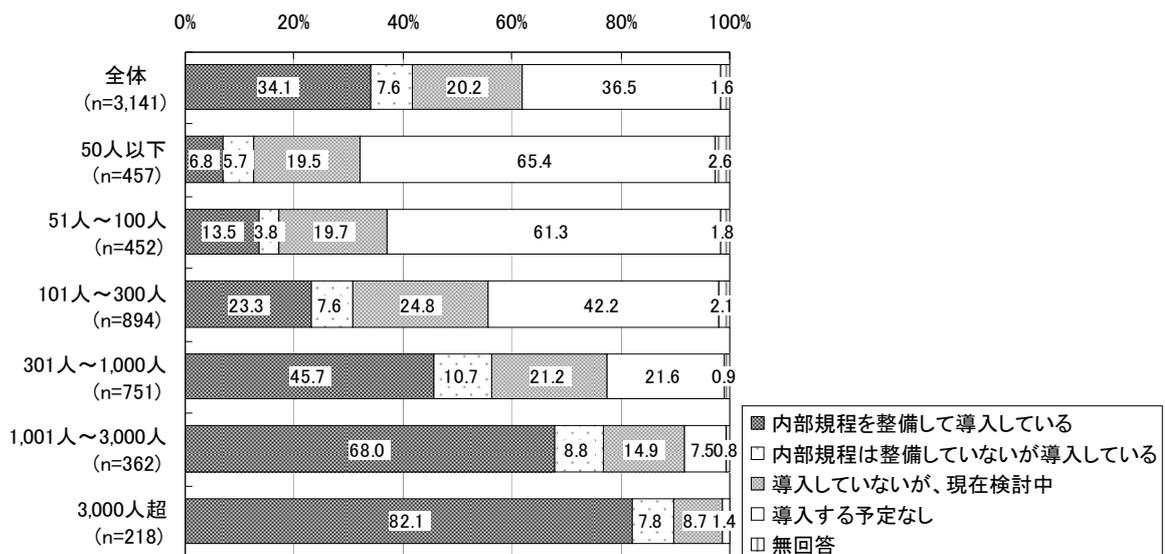
前問までに「公益通報者保護法」および「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」の認知度を見てきたが、実際にどの程度の民間事業者が内部通報制度を導入しているのだろうか、また、内部通報制度を導入している民間事業者では、内部規程を整備しているのだろうか。ここでは、内部通報制度の導入状況を、内部規程の整備状況とあわせて見ていく。

民間企業全体では、「内部規程を整備して導入している」(34.1%)と回答した企業が1/3程度で、「内部規程は整備していないが導入している」(7.6%)と合わせると、4割程度が既に導入していることになる。一方、「導入していないが、現在検討中」(20.2%)、「導入する予定なし」(36.5%)を合わせた、現時点で導入していない企業は全体の過半数を占めている。

従業員数別に比較すると、従業員数が多いほど「内部規程を整備して導入している」と回答した割合が高くなっている。「内部規程は整備していないが導入している」との回答と合わせた現時点で導入済みの企業をみると、50人以下では12.5%であるのに対し、3,000人超では89.9%となっている。一方、「導入する予定なし」については、従業員数が少ない企業ほど、高い割合を示している。

このように、従業員数が多い企業では、内部通報制度を導入している企業が多いだけでなく、内部規程を整備しているケースも多いことが分かる。

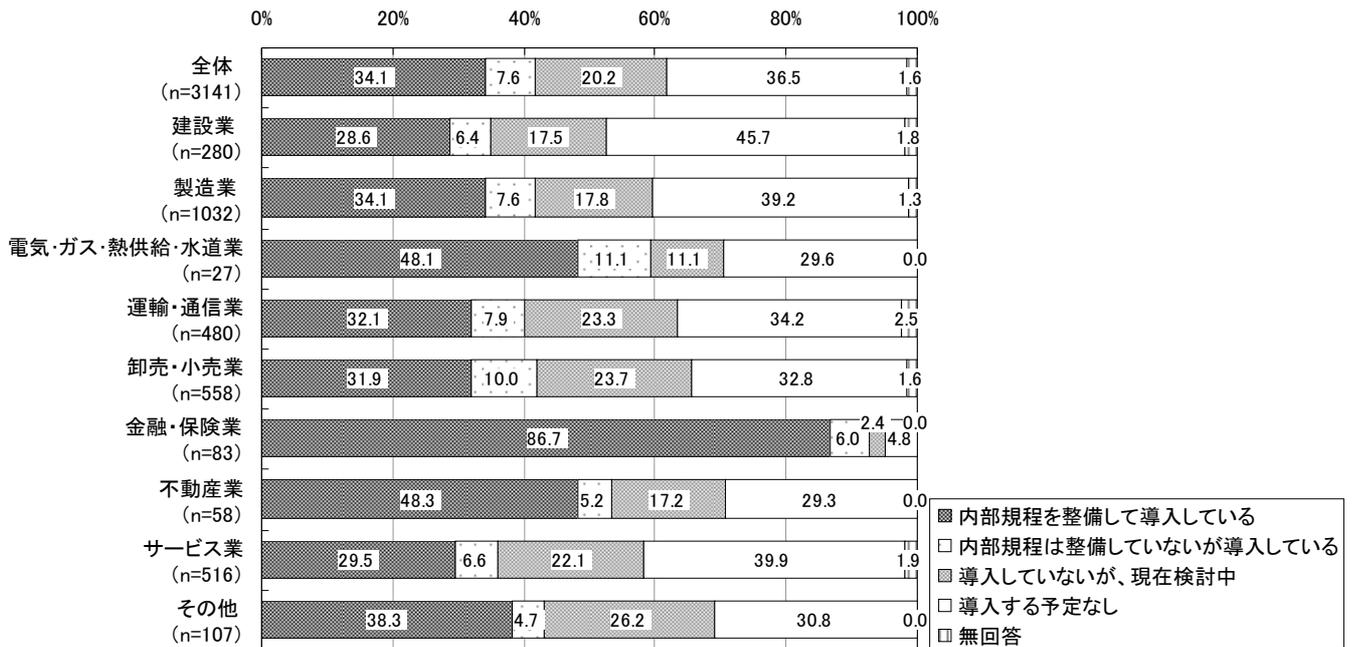
図表 81 内部通報制度の導入状況(民間企業、従業員数別)(単一回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

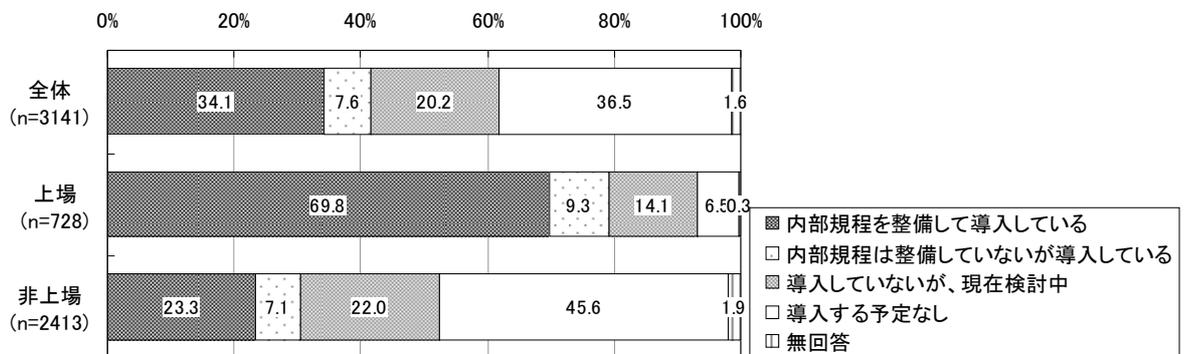
業種別にみると(図表 82)、金融・保険業で「内部規程を整備して導入している」(86.7%)の割合が高い反面、建設業では「導入する予定なし」(45.7%)が半数近くを占めるなど、業種間で導入状況に差が生じている。

図表 82 内部通報制度の導入状況(民間企業、業種別)(単一回答)



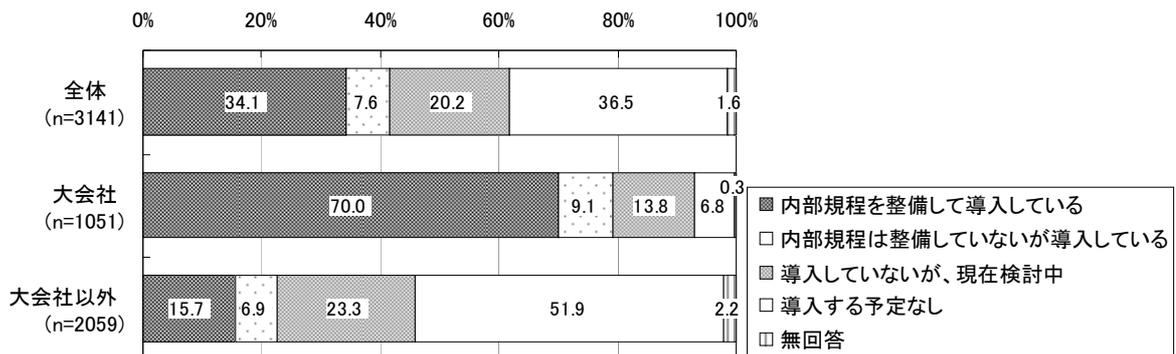
上場・非上場別に比較すると、上場企業では約7割(69.8%)の企業が「内部規程を整備して導入している」と回答している。一方、非上場企業では23.3%にとどまっており、「導入する予定なし」との回答が半数近く(45.6%)に上った。

図表 83 内部通報制度の導入状況(民間企業、上場・非上場別)(単一回答)



大会社では、7割の企業が「内部規程を整備して導入している」と回答したが、大会社以外では、約半数の企業が「導入する予定なし」と回答している。

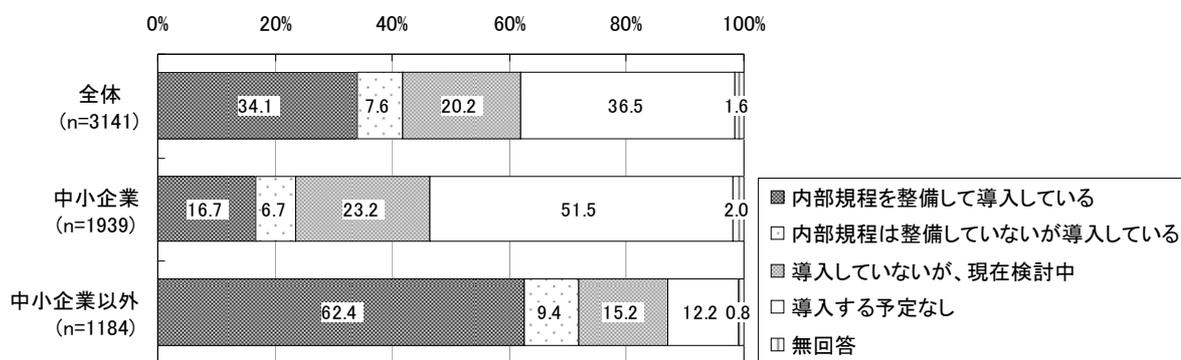
図表 84 内部通報制度の導入状況(民間企業、大会社該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

中小企業をみると、「導入する予定なし」との回答が約半数（51.5%）に上った。

図表 85 内部通報制度の導入状況(民間企業、中小企業該当別)(単一回答)

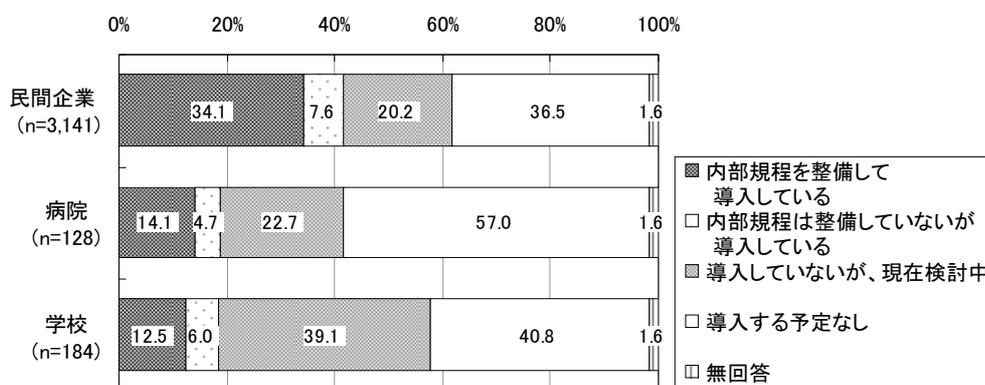


(注)「全体」は「不明」の企業も含む

病院では、「内部規程を整備して導入している」が14.1%、「内部規程は整備していないが導入している」が4.7%で、両者を合計した18.8%が既に導入していることが分かる。一方、「導入する予定なし」が57.0%と、民間企業と比べて比率が高くなっている。また、「導入していないが、現在検討中」(22.7%)と合わせると、現時点で導入していない病院は約8割に上る。

学校では、「内部規程を整備して導入している」が12.5%、「内部規程は整備していないが導入している」が6.0%で、全体の2割弱が導入している。一方、「導入していないが、現在検討中」(39.1%)と「導入する予定なし」(40.7%)を合わせると、病院と同様に約8割が現時点で導入していないことになる。

図表 86 内部通報制度の導入状況(単一回答)



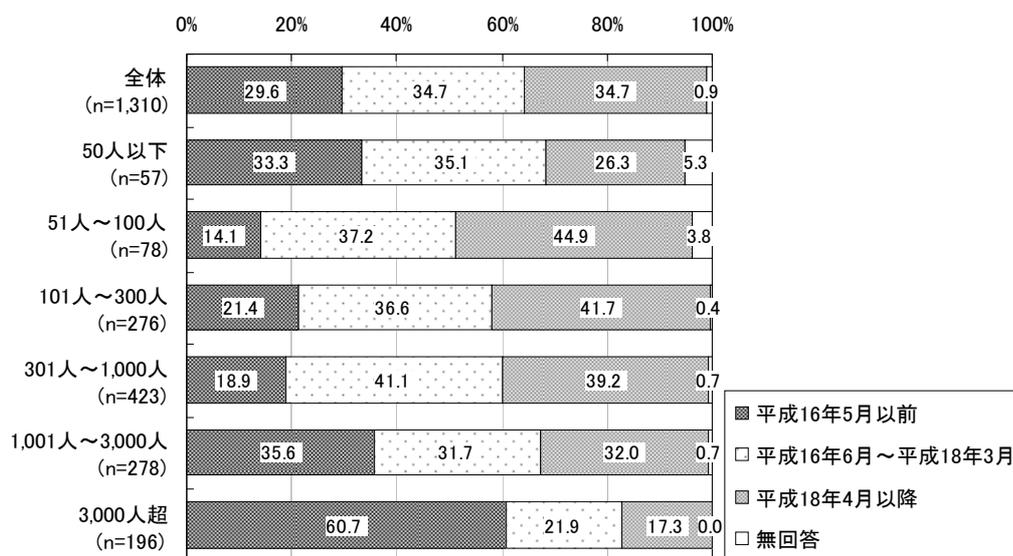
#### (4) 内部通報制度の導入時期

「公益通報者保護法」は平成16年6月に成立し、平成18年4月から施行された。そこで成立前の「平成16年5月以前」、成立後施行前の「平成16年6月～平成18年3月」、施行後の「平成18年4月以降」の3期間に区分し、民間事業者ではどの期間に内部通報制度を導入したのかを見ていく。

民間企業全体では、成立前（「平成16年5月以前」）の導入（29.6%）が約3割で、成立後施行前（「平成16年6月～平成18年3月」）の導入（34.7%）と合わせると、施行前に既に導入していた企業が6割強に達する。

従業員数別に比較すると、3,000人超の企業では、成立前に導入した割合が60.7%と高くなっている。施行後（「平成18年4月以降」）に導入した割合については、50人以下の企業で26.3%と比較的低いものの、一般的に従業員数が少ない企業ほど高い傾向にある。

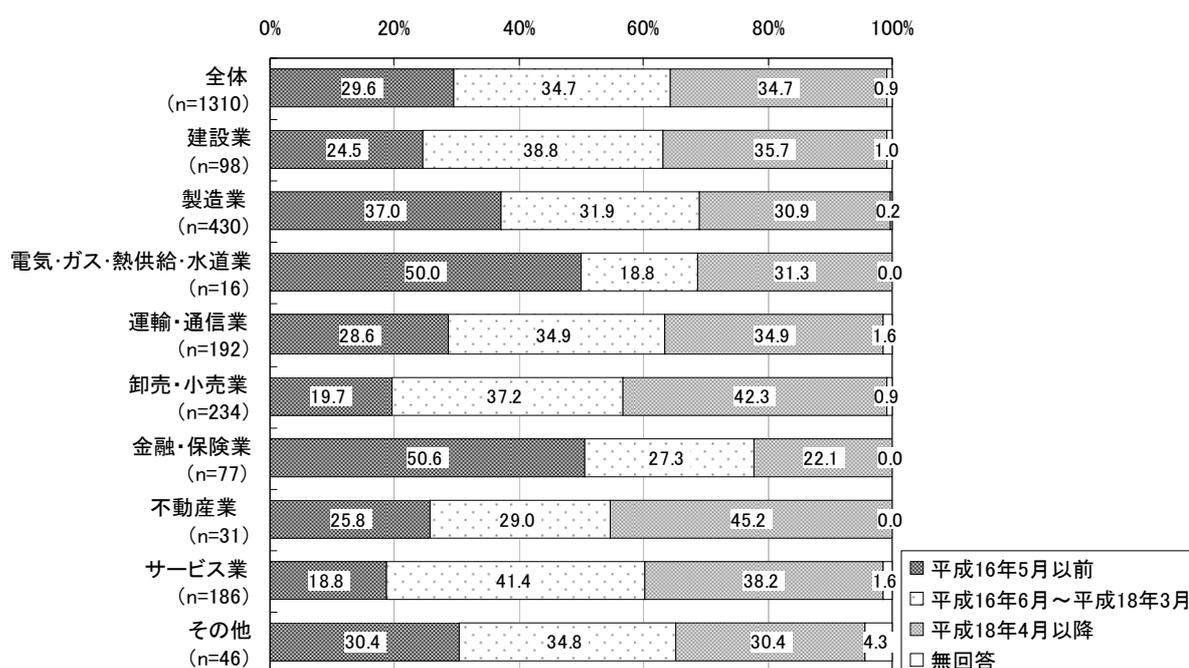
図表 87 導入時期(民間企業、従業員数別)(単一回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

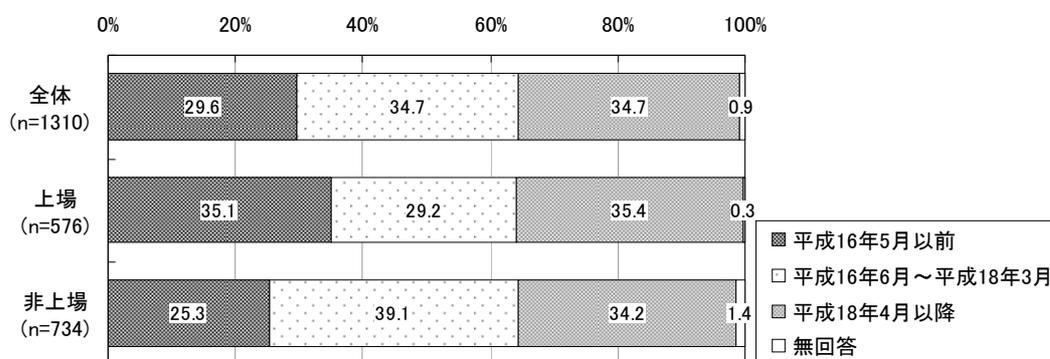
業種別に比較すると、金融・保険業、電気・ガス・熱供給・水道業では成立前に導入した割合（それぞれ50.6%、50.0%）が高い反面、不動産業、卸売・小売業では施行後に導入した割合（45.2%、42.3%）が高いなど、業種間で導入時期に違いがみられる。

図表 88 導入時期(民間企業、業種別)(単一回答)



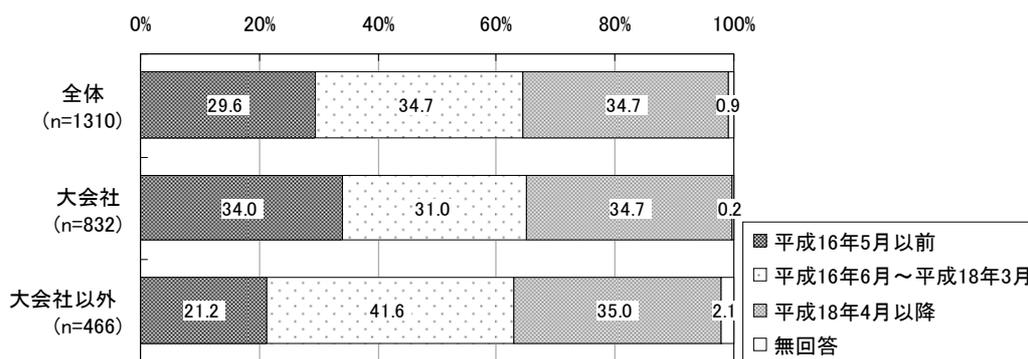
上場・非上場別にみると、成立前に導入した割合について、上場企業が 35.1%、非上場企業が 25.3%と差がみられる。上場企業では、「公益通報者保護法」の成立前に導入した企業の割合が高いことが分かる。

図表 89 導入時期(民間企業、上場・非上場別)(単一回答)



大会社では、成立前に導入した割合が 34.0%であるのに対し、大会社以外では 21.2%となっている。

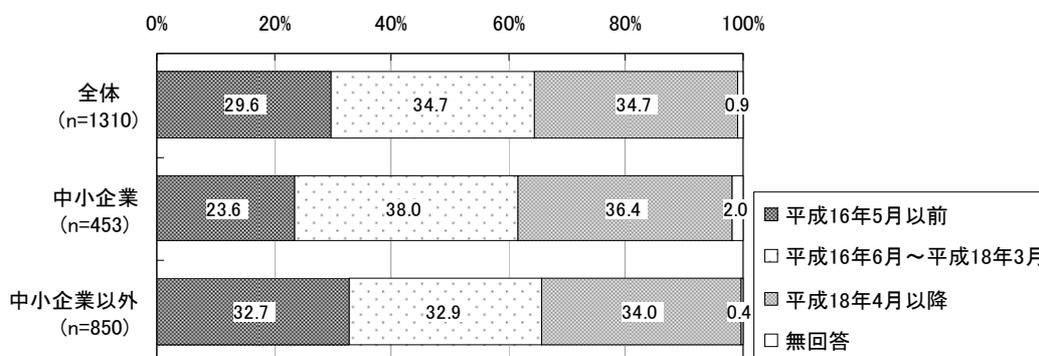
図表 90 導入時期(民間企業、大会社該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

中小企業では成立前に導入した企業が 23.6%で、成立後施行前が 38.0%、施行後が 36.4%となっている。

図表 91 導入時期(民間企業、中小企業該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

病院では、成立後施行前が 11 件 (45.8%) と最も多く、成立前の 9 件 (37.5%) と合わせると、8 割強が施行前に既に導入していたことになる。

学校では、施行後の「平成 18 年 4 月以降」が 20 件 (58.8%) と 6 割近くを占めた。

図表 92 導入時期(病院、学校)(単一回答)

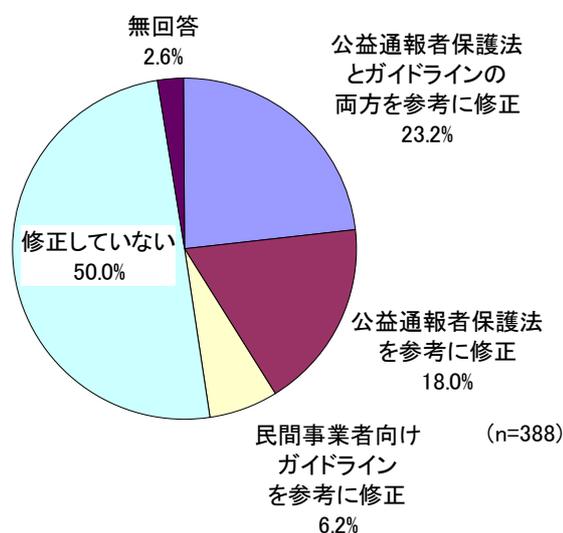
	計	平成16年5月以前	平成16年6月～ 平成18年3月	平成18年4月以降	無回答
病院	24 100.0	9 37.5	11 45.8	4 16.7	- -
学校	34 100.0	8 23.5	5 14.7	20 58.8	1 2.9

## (5) 内容の修正状況

公益通報者保護法の成立前(「平成 16 年 5 月以前」)に内部通報制度を導入していた民間事業者では、公益通報者保護法の成立を機に、同法やガイドラインを参考に何らかの修正を加えたケースもあると考えられる。ここでは、公益通報者保護法の成立前に内部通報制度を導入した民間事業者について、公益通報者保護法の成立をきっかけに、内部通報制度の内容を修正したか否かを見ていく。

民間企業全体では、「修正していない」(50.0%)との回答が半数を占めている。しかし、その反面、「公益通報者保護法と民間事業者向けガイドラインの両方を参考に修正した」(23.2%)、「公益通報者保護法を参考に修正した」(18.0%)、「民間事業者向けガイドラインを参考に修正した」(6.2%)など、約半数が何らかの修正を行っていることが分かる。

図表 93 内容の修正状況(民間企業)(単一回答)



従業員数別にみると(図表 94)、従業員数が少ない企業で「修正していない」との回答が多くなっている。具体的な修正状況では、従業員数が多い企業ほど、「公益通報者保護法と民間事業者向けガイドラインの両方を参考に修正した」と回答している割合が高い傾向にあり、3,000 人超の企業では 37.0%に達している(但し、サンプル数が少ないため、単純な比較は難しい)。

図表 94 内容の修正状況(民間企業、従業員数別)(単一回答)

	計	公益通報者保護法を参考 に修正した	民間事業者向けガイド ラインを参考に修正	公益通報者保護法と ガイドラインの両方を 参考に修正	修正していない	無回答
全体	388 100.0	70 18.0	24 6.2	90 23.2	194 50.0	10 2.6
50人以下	19 100.0	3 15.8	1 5.3	- -	14 73.7	1 5.3
51人～100人	11 100.0	1 9.1	2 18.2	1 9.1	6 54.5	1 9.1
101人～300人	59 100.0	13 22.0	4 6.8	7 11.9	33 55.9	2 3.4
301人～1,000人	80 100.0	10 12.5	10 12.5	12 15.0	46 57.5	2 2.5
1,001人～3,000人	99 100.0	19 19.2	5 5.1	25 25.3	48 48.5	2 2.0
3,000人超	119 100.0	24 20.2	2 1.7	44 37.0	47 39.5	2 1.7

(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

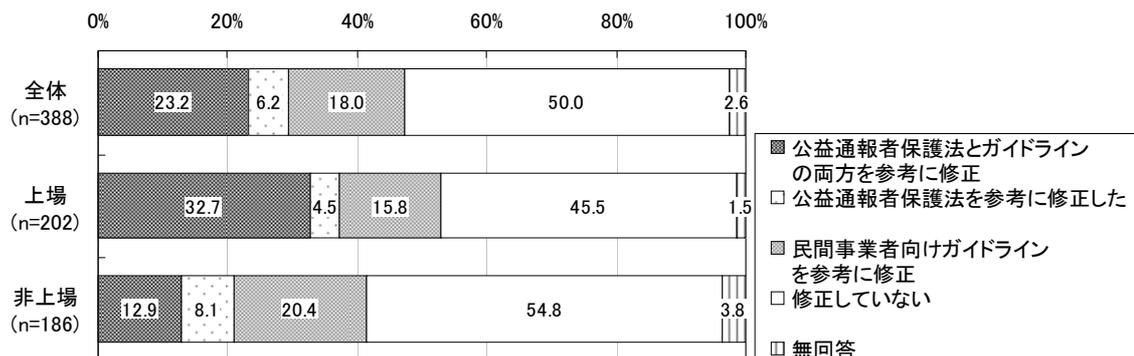
業種別にみると以下のとおりである。

図表 95 内容の修正状況(民間企業、業種別)(単一回答)

	計	公益通報者保護法を参考 に修正した	民間事業者向けガイド ラインを参考に修正	公益通報者保護法と ガイドラインの両方を 参考に修正	修正していない	無回答
全体	388 100.0	70 18.0	24 6.2	90 23.2	194 50.0	10 2.6
建設業	24 100.0	6 25.0	2 8.3	6 25.0	10 41.7	-
製造業	159 100.0	30 18.9	6 3.8	36 22.6	83 52.2	4 2.5
電気・ガス・熱供給・水道業	8 100.0	-	-	3 37.5	5 62.5	-
運輸・通信業	55 100.0	10 18.2	4 7.3	9 16.4	30 54.5	2 3.6
卸売・小売業	46 100.0	9 19.6	4 8.7	12 26.1	18 39.1	3 6.5
金融・保険業	39 100.0	9 23.1	1 2.6	15 38.5	13 33.3	1 2.6
不動産業	8 100.0	-	1 12.5	4 50.0	3 37.5	-
サービス業	35 100.0	4 11.4	4 11.4	3 8.6	24 68.6	-
その他	14 100.0	2 14.3	2 14.3	2 14.3	8 57.1	-

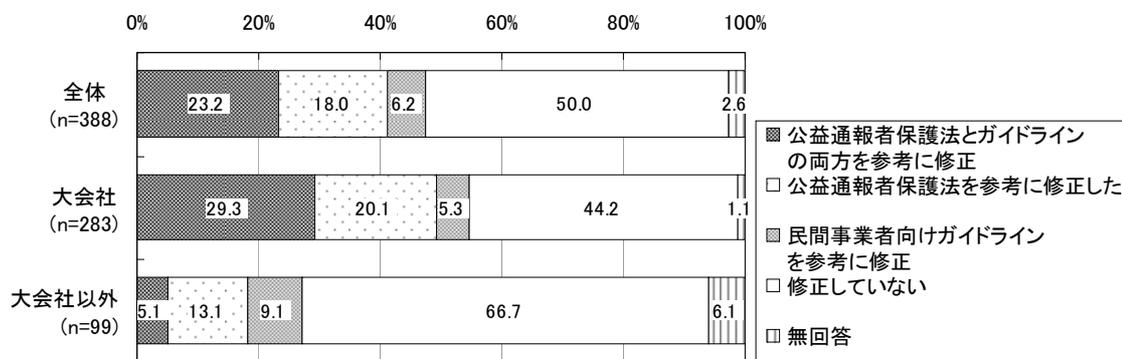
上場・非上場別に比較すると、上場企業では「公益通報者保護法と民間事業者向けガイドラインの両方を参考に修正した」の割合が32.7%で、非上場企業の12.9%を大幅に上回っている。「修正していない」は、上場企業が45.5%であるのに対し、非上場企業では54.8%に上っている。

図表 96 内容の修正状況(民間企業、上場・非上場別)(単一回答)



大会社では、「公益通報者保護法と民間事業者向けガイドラインの両方を参考に修正した」との回答が 29.3%、「修正していない」との回答が 44.2%であった。大会社以外では、「修正していない」との回答が約 2/3 (66.7%) を占めている。

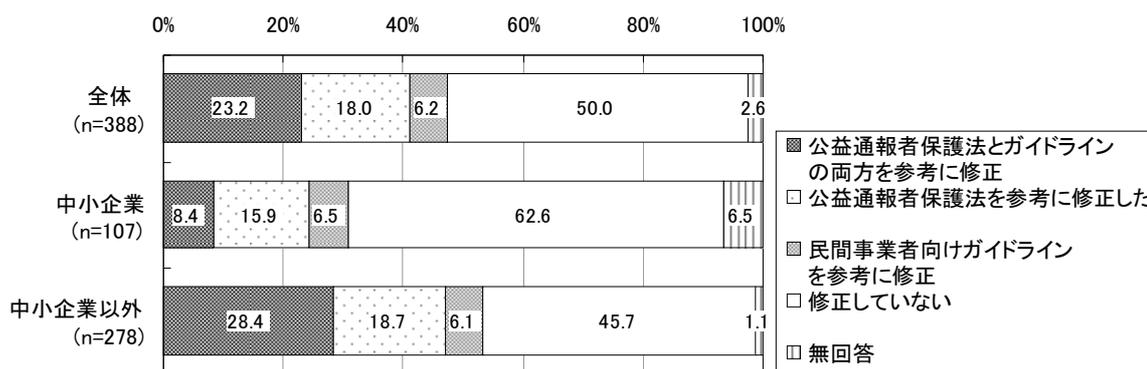
図表 97 内容の修正状況(民間企業、大会社該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

中小企業では、「修正していない」が約 6 割 (62.6%) を占めており、何らかの修正を行ったのは 3 割程度であった。

図表 98 内容の修正状況(民間企業、中小企業該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

病院では、「修正していない」が 5 件 (55.6%)、「公益通報者保護法を参考に修正した」が 4 件 (44.4%) であった。学校では、「修正していない」が 4 件 (50.0%)、「公益通報者保護法を参考に修正した」が 2 件 (25.0%) で、「公益通報者保護法と民間事業者向けガイドラインの両方を参考に修正した」と「無回答」が共に 1 件 (12.5%) であった。

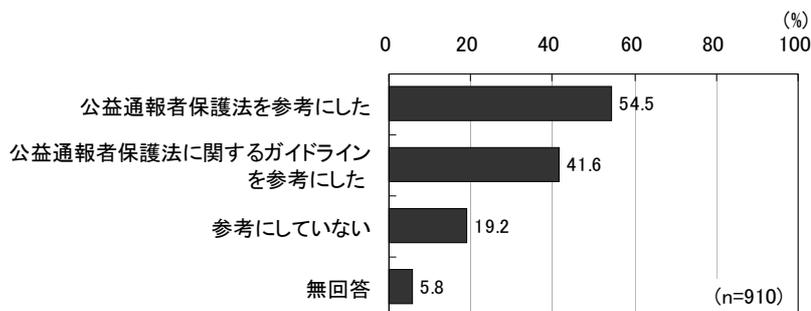
図表 99 内容の修正状況(単一回答)

	計	公益通報者保護法を参考に修正した	民間事業者向けガイドラインを参考に修正	公益通報者保護法とガイドラインの両方を参考に修正	修正していない	無回答
病院	9 100.0	4 44.4	-	-	5 55.6	-
学校	8 100.0	2 25.0	-	1 12.5	4 50.0	1 12.5

ここからは、「公益通報者保護法」の成立後（「平成16年6月～」）に内部通報制度を導入した民間事業者に着目し、内部通報制度を導入する際に「公益通報者保護法」を参考にしたのを見ていく。

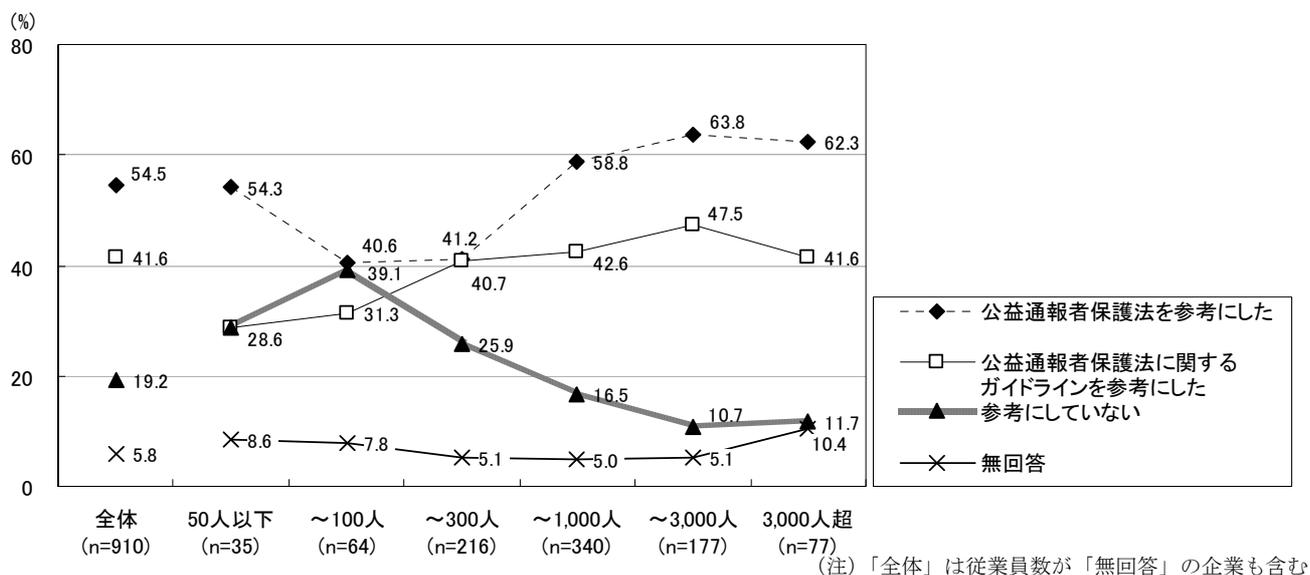
民間企業全体では、「公益通報者保護法を参考にした」（54.5%）との回答が最も多く、「公益通報者保護法に関するガイドラインを参考にした」（41.6%）が続いた。一方、2割弱が「参考にしていない」（19.2%）と回答している。

図表 100 公益通報者保護法の参考有無(民間企業)(複数回答)



従業員数別に注目すると、従業員数が少ない企業で「参考にしていない」と回答している割合が高い傾向にある。

図表 101 公益通報者保護法の参考有無(民間企業、従業員数別)(複数回答)



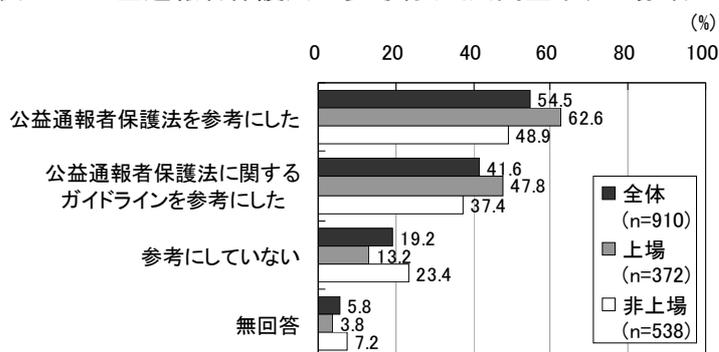
業種別にみると（図表 102）、運輸・通信業、製造業では、2割強の企業が「参考にしていない」（それぞれ 23.9%、23.0%）と回答している。

図表 102 公益通報者保護法の参考有無(民間企業、業種別)(複数回答)

	計	公益通報者保護法を参考にした	公益通報者保護法に関するガイドラインを参考にした	参考にしていない	無回答
全体	910	496	379	175	53
	100.0	54.5	41.6	19.2	5.8
建設業	73	40	37	14	5
	100.0	54.8	50.7	19.2	6.8
製造業	270	148	105	62	12
	100.0	54.8	38.9	23.0	4.4
電気・ガス・熱供給・水道業	8	5	1	1	2
	100.0	62.5	12.5	12.5	25.0
運輸・通信業	134	70	54	32	8
	100.0	52.2	40.3	23.9	6.0
卸売・小売業	186	97	79	27	11
	100.0	52.2	42.5	14.5	5.9
金融・保険業	38	22	18	7	3
	100.0	57.9	47.4	18.4	7.9
不動産業	23	18	12	1	1
	100.0	78.3	52.2	4.3	4.3
サービス業	148	75	64	27	9
	100.0	50.7	43.2	18.2	6.1
その他	30	21	9	4	2
	100.0	70.0	30.0	13.3	6.7

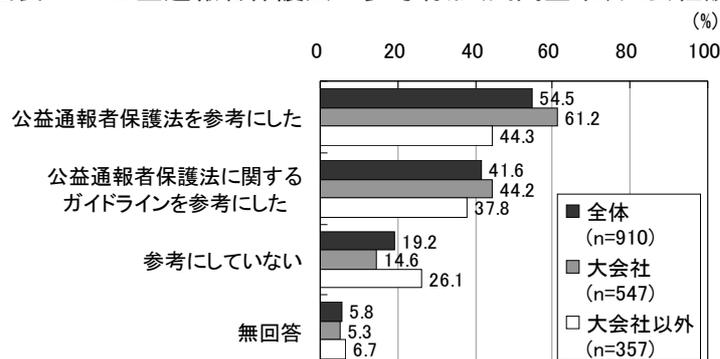
上場・非上場別に比較すると、「公益通報者保護法を参考にした」、「公益通報者保護法に関するガイドラインを参考にした」と回答した企業の割合は、いずれも上場企業の方が非上場企業よりも高く、「参考にしていない」については逆の傾向がみられる。

図表 103 公益通報者保護法の参考有無(民間企業、上場・非上場別)(複数回答)



大会社では、大会社以外と比較して、「公益通報者保護法を参考にした」、「公益通報者保護法に関するガイドラインを参考にした」の割合が高く、「参考にしていない」の割合が低くなっている。

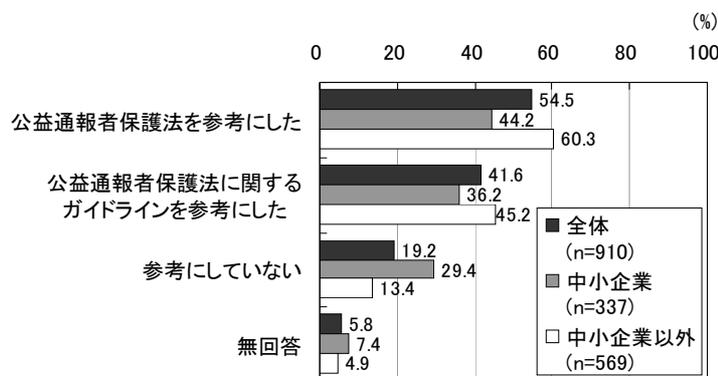
図表 104 公益通報者保護法の参考有無(民間企業、大会社該当別)(複数回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

中小企業をみると、「参考にしていない」との回答が相対的に多く、「公益通報者保護法を参考にした」、「公益通報者保護法に関するガイドラインを参考にした」との回答が少ない。

図表 105 公益通報者保護法の参考有無(民間企業、中小企業該当別)(複数回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

病院では、「参考にしていない」が6件(40.0%)、「公益通報者保護法を参考にした」が5件(33.3%)、「公益通報者保護法に関するガイドラインを参考にした」が4件(26.7%)であった。学校では、「公益通報者保護法を参考にした」が18件(72.0%)、「公益通報者保護法に関するガイドラインを参考にした」が8件(32.0%)で、「参考にしていない」は4件(16.0%)となっている。

図表 106 公益通報者保護法の参考有無(病院、学校)(複数回答)

	計	公益通報者保護法を参考	公益通報者保護法に関するガイドラインを参考	参考にしていない	無回答
病院	15	5	4	6	2
	100.0	33.3	26.7	40.0	13.3
学校	25	18	8	4	-
	100.0	72.0	32.0	16.0	-

## (6) 内部通報制度の責任者

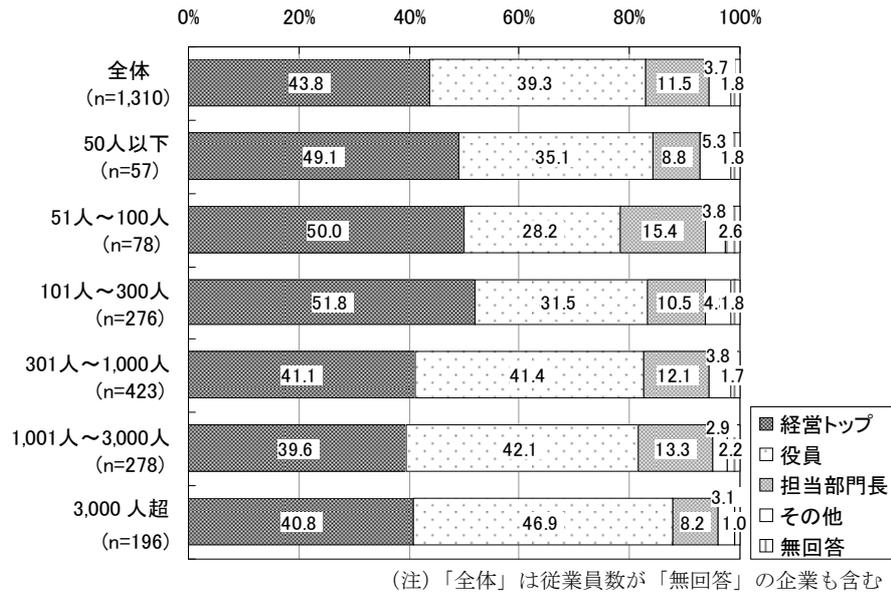
ここでは、内部通報制度を導入している民間事業者について、誰を内部通報制度の責任者に行っているのかを見ていく。

民間企業全体では(図表 107)、「経営トップ」(43.8%)と「役員」(39.3%)との回答が多い。「担当部門長」(11.5%)は1割程度であった。

従業員数別に比較すると、300人以下の企業では「経営トップ」との回答が最も多く、約半数を占めた。301人~3,000人の企業では、「役員」と「経営トップ」がほぼ並び、3,000人超の企業では、「役員」が「経営トップ」を上回っている。

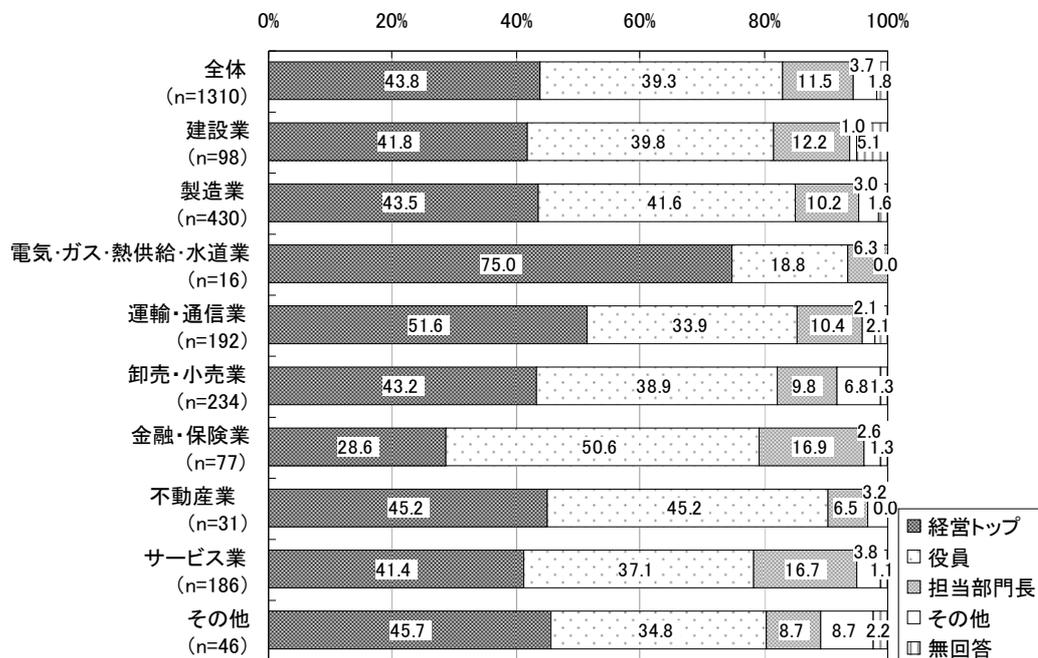
従業員規模によらず、「経営トップ」を責任者に行っているケースが多く、この傾向は特に300人以下の企業で顕著である。301人以上の企業では「経営トップ」だけでなく「役員」としているケースも多い。

図表 107 内部通報制度の責任者(民間企業、従業員数別)(単一回答)



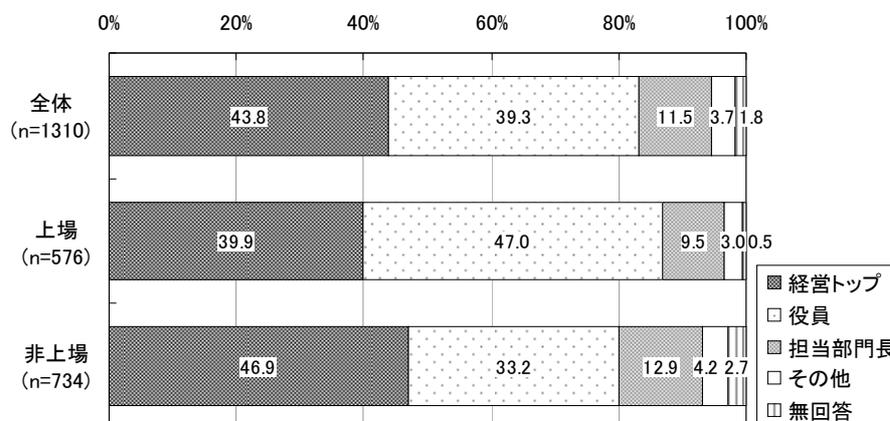
業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業では、「経営トップ」(75.0%)が3/4を占めた。金融・保険業では他の業種と比較して「経営トップ」(28.6%)が少なく、「役員」(50.6%)が多くなっている。

図表 108 内部通報制度の責任者(民間企業、業種別)(単一回答)



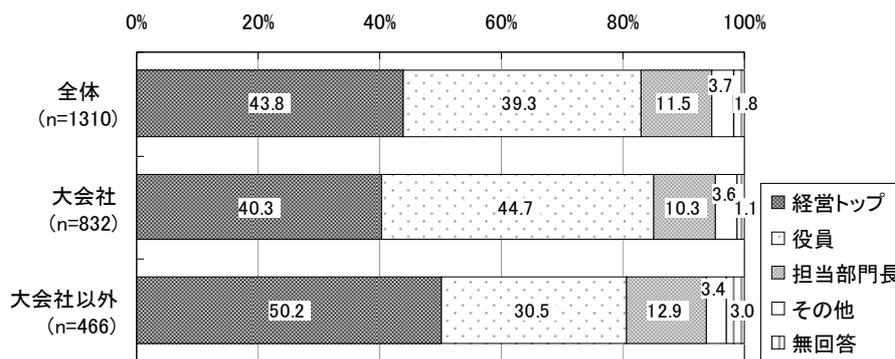
上場・非上場別に比較すると、上場企業では「役員」との回答が最も多く、47.0%を占めている。非上場企業では「経営トップ」が46.9%、「役員」が33.2%となっている。

図表 109 内部通報制度の責任者(民間企業、上場・非上場別)(単一回答)



大会社では、「経営トップ」(40.3%)と「役員」(44.7%)が並んでいる。一方、大会社以外では、「経営トップ」が約半数(50.2%)を占め、「役員」は3割程度(30.5%)であった。

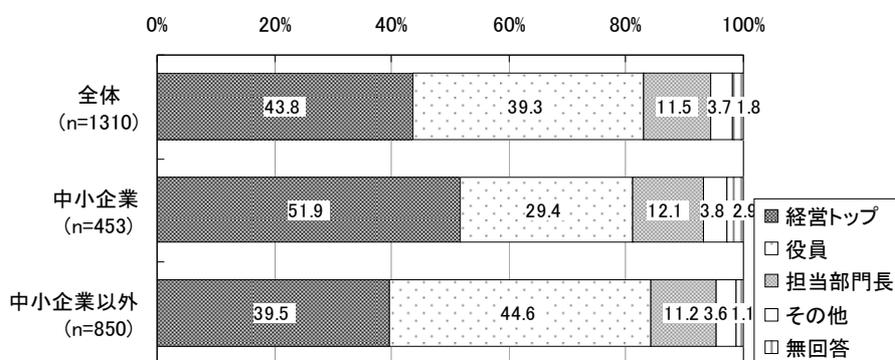
図表 110 内部通報制度の責任者(民間企業、大会社該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

中小企業では、「経営トップ」が約半数(51.9%)で、「役員」が約3割(29.4%)であった。

図表 111 内部通報制度の責任者(民間企業、中小企業該当別)(単一回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

病院では、「経営トップ」が14件（58.3%）と最も多く、「役員」が5件（20.8%）、「担当部門長」が4件（16.7%）と続いた。

学校では、「経営トップ」が17件（50.0%）、「役員」が10件（29.4%）、「担当部門長」が5件（14.7%）であった。

図表 112 内部通報制度の責任者(病院、学校)(単一回答)

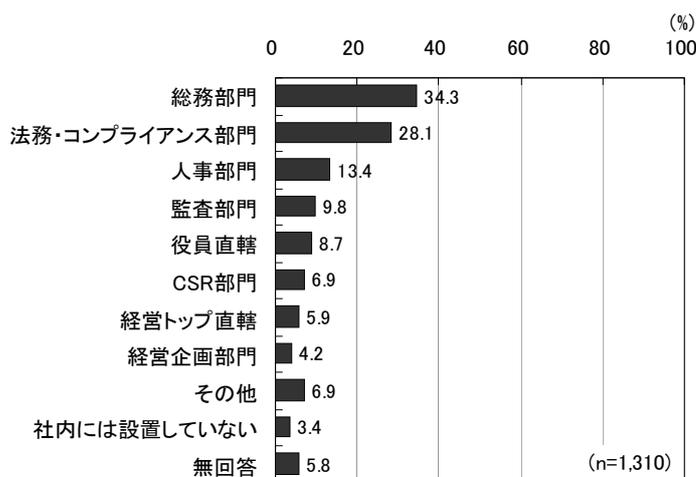
	計	経営トップ	役員	担当部門長	その他	無回答
病院	24	14	5	4	1	-
	100.0	58.3	20.8	16.7	4.2	-
学校	34	17	10	5	-	2
	100.0	50.0	29.4	14.7	-	5.9

## (7) 社内通報受付窓口の設置部門

内部通報制度を導入している民間事業者では、社内通報受付窓口をどの部門に設置しているのだろうか。

民間企業全体では、「総務部門」(34.3%)、「法務・コンプライアンス部門」(28.1%)が上位に挙げられている。以下、「人事部門」(13.4%)、「監査部門」(9.8%)などが続く。「社内には設置していない」(3.4%)は非常に少数であった。

図表 113 社内通報受付窓口の設置部門(民間企業)(複数回答)



従業員数別に比較すると（図表は省略）、従業員数が多い企業ほど「法務・コンプライアンス部門」との回答が多く、50人以下の企業で10.5%であるのに対し、1,001人～3,000人の企業で39.9%、3,000人超の企業で47.4%であった。一方、「経営トップ直轄」については逆の傾向がみられ、50人以下の企業で21.1%であるのに対し、3,000人超の企業では2.6%にとどまっている。このように、従業員数が多い企業では「法務・コンプライアンス部門」という専門の部署を設けているケースが多い反面、従業員数が少ない企業では「経営トップ直轄の部署」としているケースが多いようである。

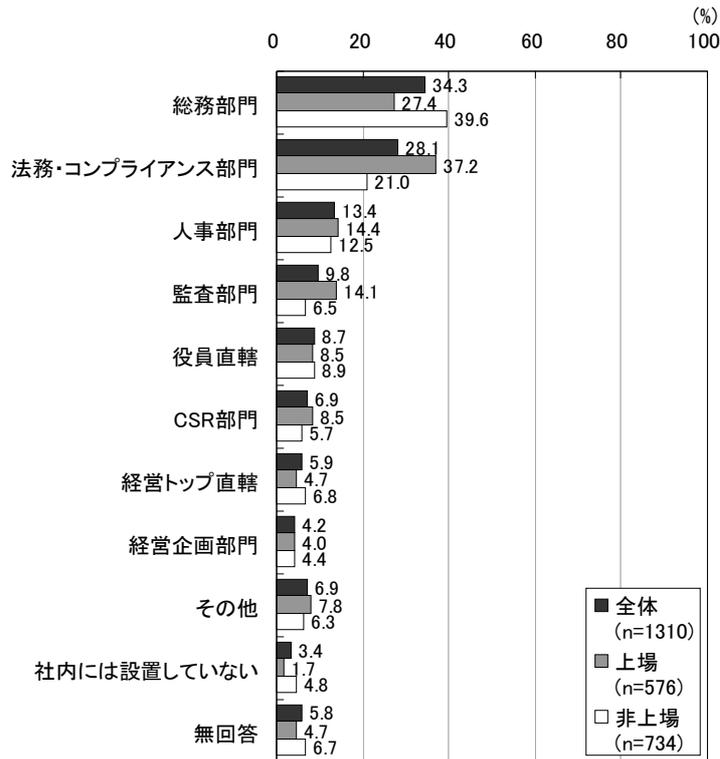
業種別にみると（図表 114）、金融・保険業で「法務・コンプライアンス部門」と回答した企業が7割に上っている点が特徴的である。

図表 114 社内通報受付窓口の設置部門(民間企業、業種別)(複数回答)

	計	総務部門	法務・コンプライアンス部門	人事部門	監査部門	役員直轄	CSR部門	経営トップ直轄	経営企画部門	その他	社内には設置していない	無回答
全体	1,310 100.0	449 34.3	368 28.1	175 13.4	129 9.8	114 8.7	91 6.9	77 5.9	55 4.2	91 6.9	45 3.4	76 5.8
建設業	98 100.0	37 37.8	25 25.5	6 6.1	6 6.1	4 4.1	8 8.2	9 9.2	5 5.1	5 5.1	5 5.1	4 4.1
製造業	430 100.0	167 38.8	116 27.0	44 10.2	50 11.6	33 7.7	31 7.2	19 4.4	14 3.3	32 7.4	11 2.6	26 6.0
電気・ガス・熱供給・水道業	16 100.0	5 31.3	6 37.5	3 18.8	2 12.5	-	2 12.5	1 6.3	-	1 6.3	-	1 6.3
運輸・通信業	192 100.0	62 32.3	53 27.6	25 13.0	14 7.3	21 10.9	8 4.2	12 6.3	13 6.8	14 7.3	7 3.6	12 6.3
卸売・小売業	234 100.0	78 33.3	49 20.9	38 16.2	17 7.3	25 10.7	25 10.7	15 6.4	11 4.7	13 5.6	14 6.0	17 7.3
金融・保険業	77 100.0	7 9.1	55 71.4	19 24.7	11 14.3	7 9.1	3 3.9	2 2.6	-	8 10.4	2 2.6	2 2.6
不動産業	31 100.0	6 19.4	10 32.3	4 12.9	5 16.1	5 16.1	2 6.5	2 6.5	-	1 3.2	-	2 6.5
サービス業	186 100.0	72 38.7	40 21.5	30 16.1	16 8.6	14 7.5	7 3.8	13 7.0	10 5.4	10 5.4	5 2.7	10 5.4
その他	46 100.0	15 32.6	14 30.4	6 13.0	8 17.4	5 10.9	5 10.9	4 8.7	2 4.3	7 15.2	1 2.2	2 4.3

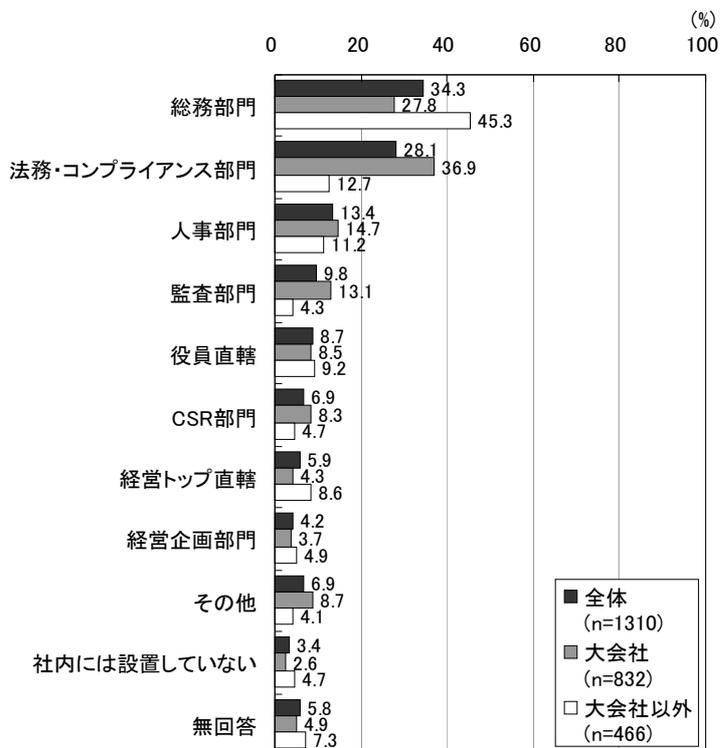
上場・非上場別にみると、上場企業では、「法務・コンプライアンス部門」(37.2%)、非上場企業では「総務部門」(39.6%)が最も多かった。

図表 115 社内通報受付窓口の設置部門(民間企業、上場・非上場別)(複数回答)



大会社では、「法務・コンプライアンス部門」(36.9%)が最も多く、「総務部門」(27.8%)が続く。一方、大会社以外では、半数近くの企業が「総務部門」(45.3%)と回答している。

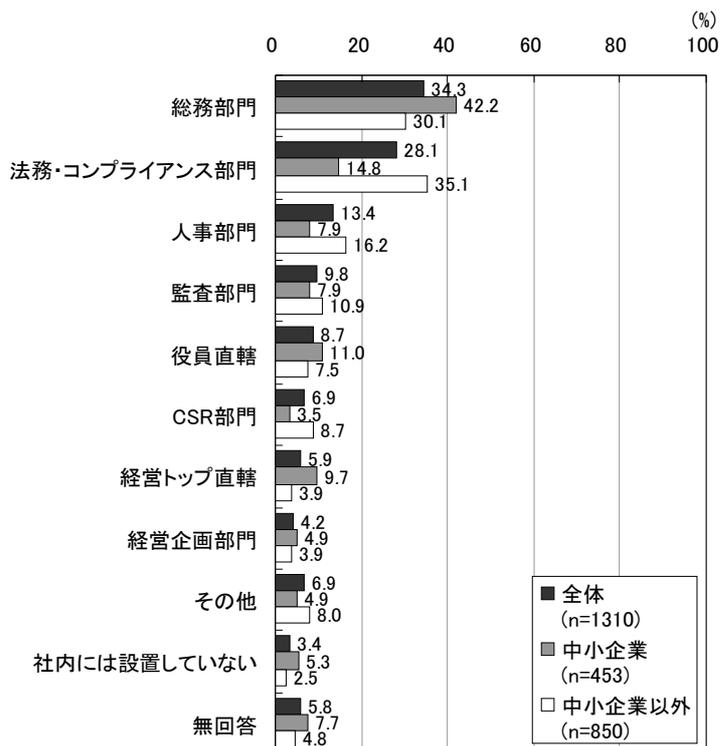
図表 116 社内通報受付窓口の設置部門(民間企業、大会社該当別)(複数回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

中小企業では、「総務部門」(42.2%)が最も多く、「法務・コンプライアンス部門」(14.8%)、「役員直轄」(11.0%)、「経営トップ直轄」(9.7%)などは比較的少ない。

図表 117 社内通報受付窓口の設置部門(民間企業、中小企業該当別)(複数回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

病院では、「総務部門」が8件（33.3%）と最も多い。次いで、「経営トップ直轄」、「役員直轄」、「経営企画部門」がそれぞれ3件（12.5%）で並んでいる。

学校で最も多いのは「総務部門」（20件（58.8%））で、約6割に上っている。

図表 118 社内通報受付窓口の設置部門(病院、学校)(複数回答)

	計	総務部門	経営トップ直轄	役員直轄	経営企画部門	CSR部門
病院	24	8	3	3	3	2
	100.0	33.3	12.5	12.5	12.5	8.3
学校	34	20	1	2	3	-
	100.0	58.8	2.9	5.9	8.8	-

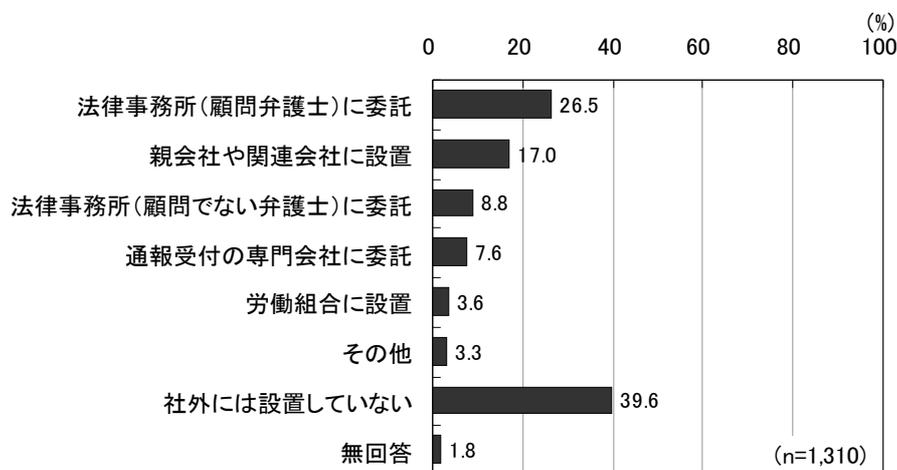
人事部門	法務・コンプライアンス部門	監査部門	その他	社内には設置していない	無回答
1	1	-	1	-	5
4.2	4.2	-	4.2	-	20.8
4	1	2	3	-	-
11.8	2.9	5.9	8.8	-	-

## (8) 社外通報受付窓口の設置場所

前問では社内通報受付窓口の設置部門を把握した。ここでは社外通報受付窓口の設置場所を見ていく。

民間企業全体では、約4割が「社外には設置していない」（39.6%）と回答している。設置している約6割の企業について具体的な設置場所をみると、「法律事務所（顧問弁護士）に委託」（26.5%）が最も多く、「親会社や関連会社に設置」（17.0%）が続く。

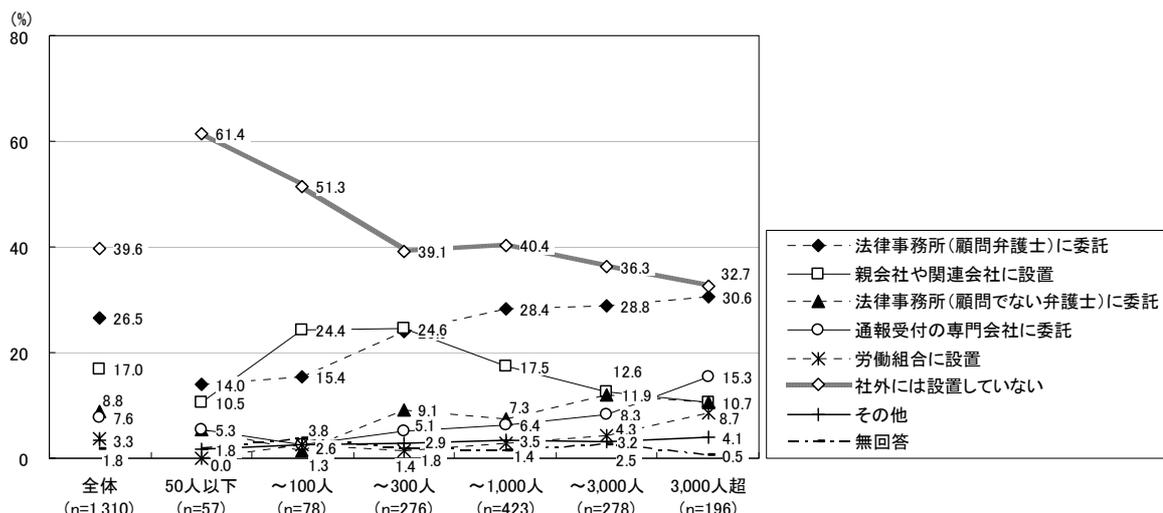
図表 119 社外通報受付窓口の設置場所(民間企業)(複数回答)



従業員数別に比較すると（図表 120）、従業員数が少ない企業ほど「社外に設置していない」と回答した割合が高い傾向にある。3,000人超の企業で32.7%であるのに対し、51人～100人の企業で51.3%、50人以下の企業では61.4%となっている。このように従業員規模により設置状況に差が生じていることが分かる。

具体的な設置場所をみると、「法律事務所（顧問弁護士）に委託」について、50人以下の企業で14.0%、51人～100人の企業で15.4%にとどまっているのに対し、3,000人超の企業では30.6%に上っている。また、従業員数51～300人の企業は「親会社や関連会社に設置」している比率が比較的高いのも特徴的である。

図表 120 社外通報受付窓口の設置場所(民間企業、従業員数別)(複数回答)



(注)「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

業種別では、建設業、製造業で、「社外には設置していない」とともに44.9%と回答した企業の割合が若干高くなっている。

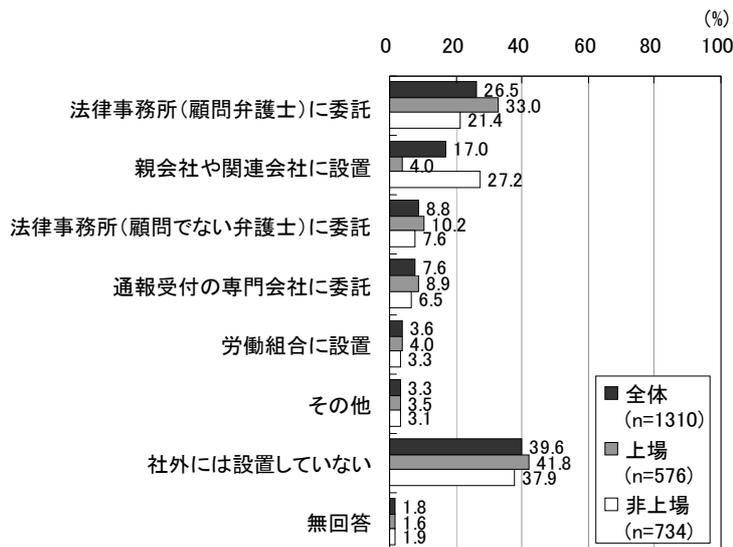
図表 121 社外通報受付窓口の設置場所(民間企業、業種別)(複数回答)

	計	法律事務所 (顧問弁護士)に 委託	親会社や関連会社に 設置	法律事務所 (顧問でない弁護士)に 委託	通報受付の 専門会社に委託
全体	1,310	347	223	115	99
	100.0	26.5	17.0	8.8	7.6
建設業	98	19	20	9	3
	100.0	19.4	20.4	9.2	3.1
製造業	430	117	57	27	29
	100.0	27.2	13.3	6.3	6.7
電気・ガス・熱供給・水道業	16	4	2	6	-
	100.0	25.0	12.5	37.5	-
運輸・通信業	192	44	44	15	13
	100.0	22.9	22.9	7.8	6.8
卸売・小売業	234	59	45	21	23
	100.0	25.2	19.2	9.0	9.8
金融・保険業	77	28	6	10	9
	100.0	36.4	7.8	13.0	11.7
不動産業	31	12	3	4	3
	100.0	38.7	9.7	12.9	9.7
サービス業	186	52	38	12	11
	100.0	28.0	20.4	6.5	5.9
その他	46	12	8	11	8
	100.0	26.1	17.4	23.9	17.4

労働組合に 設置	社外には 設置していない	その他	無回答
47	519	43	23
3.6	39.6	3.3	1.8
-	44	7	1
-	44.9	7.1	1.0
16	193	14	6
3.7	44.9	3.3	1.4
1	6	1	-
6.3	37.5	6.3	-
5	75	4	8
2.6	39.1	2.1	4.2
21	79	6	4
9.0	33.8	2.6	1.7
-	24	1	3
-	31.2	1.3	3.9
-	11	-	-
-	35.5	-	-
4	74	8	1
2.2	39.8	4.3	0.5
-	13	2	-
-	28.3	4.3	-

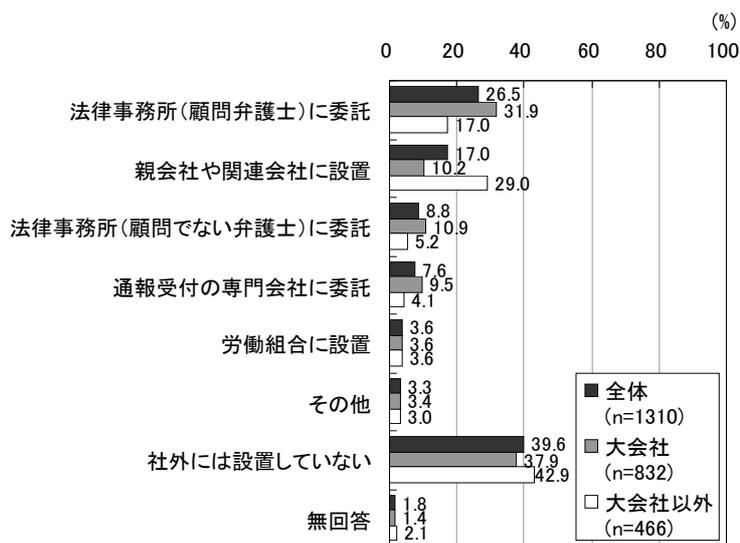
上場・非上場別にみると、設置場所について上場企業では「法律事務所（顧問弁護士）に委託」（33.0%）、非上場企業では「親会社や関連会社に設置」（27.2%）が最も多くなっている。

図表 122 社外通報受付窓口の設置場所（民間企業、上場・非上場別）（複数回答）



大会社は「法律事務所（顧問弁護士）に委託」（31.9%）、大会社以外は「親会社や関連会社に設置」（29.0%）が最も多くなっている。

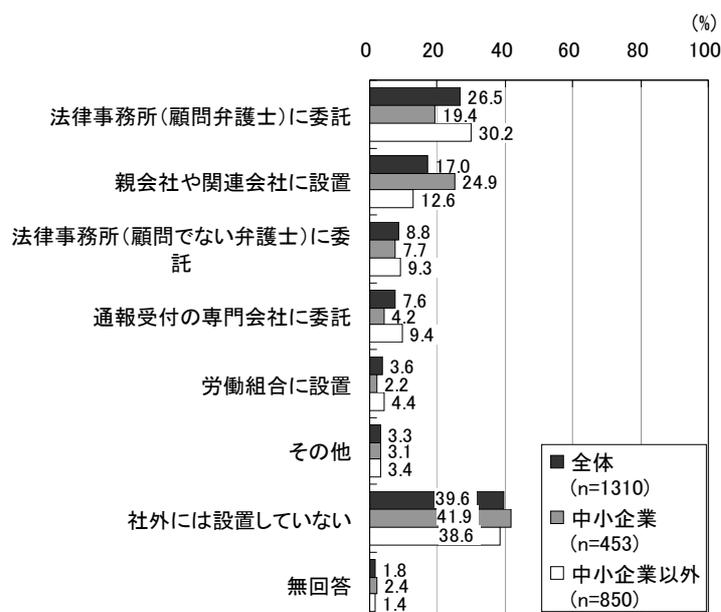
図表 123 社外通報受付窓口の設置場所（民間企業、大会社該当別）（複数回答）



（注）「全体」は「不明」の企業も含む

中小企業では（図表 124）、「親会社や関連会社に設置」（24.9%）が最も多く、「法律事務所（顧問弁護士）に委託」（19.4%）が続いている。

図表 124 社外通報受付窓口の設置場所(民間企業、中小企業該当別)(複数回答)



(注)「全体」は「不明」の企業も含む

病院では、「社外には設置していない」が14件(58.3%)となっている。具体的な設置場所は、「法律事務所(顧問弁護士)に委託」が6件(25.0%)と最も多い。

学校では、8割以上が「社外には設置していない」(28件(82.4%))としている。

図表 125 社外通報受付窓口の設置場所(病院、学校)(複数回答)

	計	法律事務所 (顧問弁護士) に委託	労働組合に設置	通報受付の 専門会社に委託	親会社や 関連会社に設置	法律事務所 (顧問でない弁護 士)に委託	その他	社外には 設置していない
病院	24	6	2	1	1	-	1	14
	100.0	25.0	8.3	4.2	4.2	-	4.2	58.3
学校	34	1	-	-	1	1	3	28
	100.0	2.9	-	-	2.9	2.9	8.8	82.4

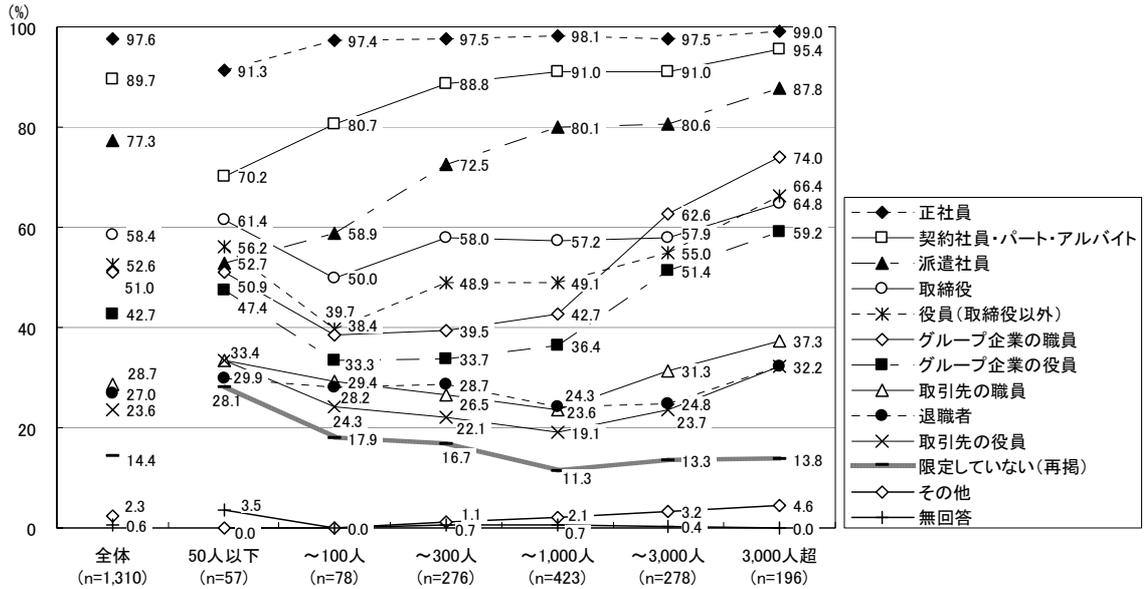
## (9) 通報者の範囲

内部通報制度を導入している民間事業者について、誰を通報者の対象としているかを見ていく。

民間企業全体では(図表 126)、「限定していない」との回答が14.4%であった。「限定していない」、「無回答」(0.6%)を除くと、通報者の範囲を限定しているのは85.0%となる。具体的な通報者の範囲として、「正社員」と回答した企業は83.2%である。これに「限定していない」の14.4%を合算すると、正社員を通報者の対象としている企業は97.6%となる。同様に、「契約社員・パート・アルバイト」は89.7%、「派遣社員」は77.3%となっている。「取引先の職員」(28.7%)、「退職者」(27.0%)、「取引先の役員」(23.6%)を対象としている企業は少ない。

従業員数別に比較すると、「限定していない」との回答は、50人以下の企業で28.1%と最も高い割合であった。

図表 126 通報者の範囲(民間企業、従業員数別)(複数回答)



(注1) 「全体」は従業員数が「無回答」の企業も含む

(注2) 数字(「その他」、「無回答は除く」)は通報者の範囲として回答があった比率と、「限定していない」という回答比率の合算(以下も同じ)

業種別では、金融・保険業で「契約社員・パート・アルバイト」(84.4%)、「派遣社員」(74.0%)などの割合が若干高い。

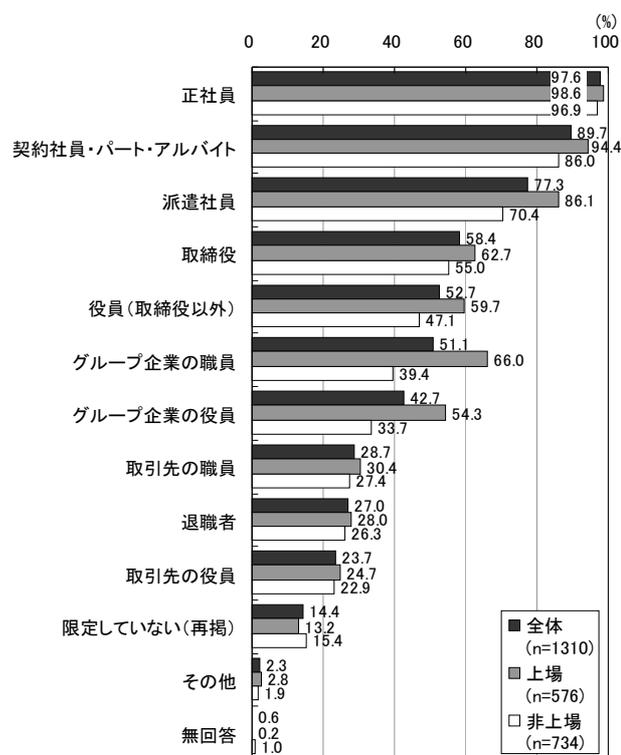
図表 127 通報者の範囲(民間企業、業種別)(複数回答)

	計	正社員	契約社員・パート・アルバイト	派遣社員	退職者	取締役	役員(取締役以外)
全体	1,310	1,279	1,175	1,013	354	765	690
	100.0	97.6	89.7	77.3	27.0	58.4	52.6
建設業	98	96	84	80	24	54	51
	100.0	98.0	85.7	81.6	24.5	55.1	52.0
製造業	430	420	381	351	126	277	251
	100.0	97.7	88.6	81.6	29.3	64.4	58.4
電気・ガス・熱供給・水道業	16	16	15	13	7	14	12
	100.0	100.0	93.8	81.3	43.8	87.6	75.1
運輸・通信業	192	188	169	139	47	103	93
	100.0	97.9	88.0	72.4	24.5	53.6	48.4
卸売・小売業	234	227	214	165	61	113	95
	100.0	97.0	91.4	70.5	26.0	48.2	40.6
金融・保険業	77	77	72	64	21	49	45
	100.0	100.0	93.5	83.1	27.3	63.6	58.5
不動産業	31	31	29	26	8	18	15
	100.0	100.0	93.5	83.9	25.8	58.1	48.4
サービス業	186	180	171	137	51	101	94
	100.0	96.8	92.0	73.7	27.5	54.3	50.6
その他	46	44	40	38	9	36	34
	100.0	95.6	86.9	82.6	19.5	78.2	73.9

グループ企業の役員	グループ企業の職員	取引先の役員	取引先の職員	限定していない(再掲)	その他	無回答
560	669	310	376	189	30	8
42.7	51.0	23.6	28.7	14.4	2.3	0.6
44	57	31	38	15	2	1
44.9	58.2	31.6	38.8	15.3	2.0	1.0
216	241	106	125	64	10	3
50.2	56.1	24.7	29.1	14.9	2.3	0.7
12	12	11	11	5	-	-
75.1	75.1	68.8	68.8	31.3	-	-
80	91	47	51	29	7	1
41.7	47.4	24.5	26.6	15.1	3.6	0.5
84	104	46	56	31	5	3
35.8	44.4	19.6	23.9	13.2	2.1	1.3
29	40	11	16	7	1	-
37.7	52.0	14.3	20.8	9.1	1.3	-
15	18	8	12	4	-	-
48.4	58.1	25.8	38.7	12.9	-	-
58	79	41	56	28	3	-
31.2	42.5	22.1	30.2	15.1	1.6	-
22	27	9	11	6	2	-
47.8	58.7	19.5	23.9	13.0	4.3	-

上場・非上場別にみると、全般的に上場企業の回答が多くなっている。「派遣社員」、「グループ企業の職員」、「グループ企業の役員」と回答した割合では、上場企業と非上場企業で大きな差がみられる。

図表 128 通報者の範囲(民間企業、上場・非上場別)(複数回答)



大会社では、大会社以外と比較して、全般的に回答が多くなっている。特に、「派遣社員」、「取締役」、「役員(取締役以外)」、「グループ企業の職員」、「グループ企業の役員」などで、その傾向が顕著である。

図表 129 通報者の範囲(民間企業、大企業該当別)(複数回答)

